

静岡大学教育学部附属静岡中学校 いじめ防止基本方針

基本方針

「いじめはどの生徒にも関係する（受ける側にも行う側にもなりうる）」及び「いじめは決して許されない」との認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け「静岡大学教育学部附属学校園いじめ防止等のための基本方針と施策」に基づき、いじめのない学校づくりに取り組む。

本校全教職員

機に応じ担任や生徒会・部活動顧問も参会

いじめ対策委員会

校長 教頭 教務部長 指導部長 研修部長
養護教諭 学年主任 SC SSW

保護者との連携

- ・学校HPや学級学年懇談会などで、いじめ防止等の施策について保護者に周知する
- ・学級担任を中心に日頃から生徒の様子について共有し、連携して生徒を育む
- ・家庭内のコミュニケーションから得られた情報を共有する

生徒指導教育相談体制

- ・教職員の意識・資質向上に向けて、いじめ防止等のための研修を実施する
- ・生徒が自分の悩み等を発信、相談できる体制を整備する
- ・学年組織を中心として生徒の様子を学校全体で丁寧把握する

大学・外部機関との連携

- ・各校園の取り組みに関する情報を交換し合い、対応を協議する
- ・大学が有する人材を活用する
- ・必要に応じて附属学校統括長へ「いじめ調査チーム」や「緊急サポートチーム」の派遣要請をする
- ・適宜、外部機関と情報共有しながら対応、指導していく

外部機関

警察 児童相談所 医療機関
法務局の人権擁護機関など

静岡大学

父母と教師の会

子どもたち

【発達支持】

- ・学校行事、生徒会活動、部活動を含めた一人一人の居場所づくり
- ・自己信頼感を育むための異学年交流の機会の設定
- ・全職員の声かけによる安心できる学校づくり

【課題予防：未然防止】

- ・いじめを許さないという雰囲気づくり(朝の会、帰りの会)
- ・道徳・人権教育の充実(SCやSSW、大学専門家の活用)
- ・いじめ防止に向けた広報啓発活動
- ・情報モラル教育の推進(年度当初)

【課題予防：早期発見・対応】

- ・相談体制の整備(教育相談担当、SC、SSW)
- ・生徒の観察による実態把握、悩みごと調査、二者面談等の実施
- ・情報の共有と対応についての協議(生徒支援委員会:毎週)
- ・いじめ被害者、保護者への支援と、いじめ加害者、保護者への指導、周囲の生徒への指導・援助

【困難課題対応】

- ・ケース会議の開催、関係機関との連携
- ・関係生徒の心のケア、人間関係の改善の支援
- ・関係生徒や保護者への継続的な支援(観察、聞き取り、カウンセリング等)

子どもたち・教職員・保護者の協働による、よりよい校風づくり

いじめ防止等のための基本方針と施策

教育基本法第1条には、教育の目的が次のように示されています。

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な知識を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

生徒全員が一人一人豊かな個性を発揮し、自分自身と他者とを尊重して安心安全な学校生活を送ることは、生徒自身のみならず、保護者や教職員の誰もが願うところです。そのために本校では、校訓「真・善・美」「自主独立」をもとに、授業をはじめとする教育活動全般にわたって、互いの異なる意見や考えを交えることを大切にしています。多様な考えにふれることによって、生徒がものの見方を広げ、自分とは異なる考えを受け入れる寛容さや、他者を尊重する姿が育まれることを願っています。

児童生徒の尊厳を保持する目的で2013年（平成25年）に制定された「いじめ防止対策推進法」では、いじめを、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。

この法令を受けて静岡大学では、附属学校園におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「静岡大学教育学部附属学校園いじめ等防止対策のための基本方針と施策」を制定しました。（2014年10月9日制定、2019年3月7日改訂）

その「基本方針と施策」に示された「いじめは一定の背景や特徴を持つ児童生徒だけに認められる現象ではなく、すべての児童生徒に関係する問題（受ける側にも行う側にもなりうる）」及び「いじめは決して許されない」との認識のもと、本校では、生徒・教職員・保護者・静岡大学の協働により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応への意識を高め、いじめのない学校づくりに取り組みます。

- 1 【発達支持的生徒指導】子どものよりよい成長のための環境づくり
 - ・すべての教育活動を通して、いじめが起きにくい、いじめを許さない学校づくり
 - ・生徒指導体制の構築、学級づくり・学年づくり、教職員の研修、情報共有・相談体制の充実
- 2 【課題予防的生徒指導：未然防止教育】いじめ未然防止のための環境づくり
 - ・道徳・人権教育の充実、情報モラル教育の推進、生徒との人間関係づくり
 - ・広報啓発活動、保護者との連携・協働、SCやSSW、大学専門家・外部機関等の活用
- 3 【課題予防的生徒指導：早期発見・対応】いじめの早期発見・対応に向けた取組
 - ・悩みごと調査の実施、二者面談による、実態把握、迅速な情報共有、充実した相談体制の構築
 - ・迅速な事実確認と状況把握、職員間の情報共有、関係保護者への連絡
 - ・いじめを受けた生徒及び保護者への支援及びいじめを行った生徒及び保護者への指導
 - ・静岡大学や外部機関との連携、いじめ発生の原因・解決法についての総括、事後への活用
- 4 【困難課題対応的生徒指導】 継続支援の取り組み
 - ・ケース会議の開催、組織的な対応策の検討
 - ・いじめを受けた生徒及び保護者といじめを行った生徒及び保護者への継続的な支援
 - ・当該生徒・保護者の心のケア及び人間関係の改善